

# 告示

## 埼玉県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	遠藤 貢生	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内三百八十四番地一
同	新井 孝一	同 屏風百五番地一
同	齋藤 義則	春日部市芦橋九百六十五番地一
同	横井 貞夫	同 倉常八十五番地一
同	渡邊 孝市	同 西親野井四百四十五番地
同	小島 登美雄	同 榎九百二十二番地
同	土淵 光男	同 榎四百十六番地四
同	中山 頼信	同 立野三百十八番地一
同	古谷 勇	同 下吉妻四百二十五番地
同	倉持 賢一	同 神間八百二十一番地一
同	石川 勇	同 下柳千八百七十番地
同	土淵 正次	同 上金崎九十九番地
同	名倉 秀俊	同 西金野井八百七十番地六
同	野口 晴男	同 上柳千二百三十一番地一
同	中田 仁	同 飯沼千三百九十一番地
同	小島 栄司	同 米崎四百十八番地
監事	荒川 安平	同 幸手市大字榎野地三百九十二番地
同	大 作 富 重	同 春日部市小平六百八十七番地
同	島 村 文 雄	同 永沼百二十番地
同	川 島 二 六	同 越谷市大字大道二百五十八番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	増山 貞男	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地
同	遠藤 貢生	同 同 木津内三百八十四番地一
同	上原 進	同 春日部市木崎百七十八番地

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川島二六	島村文雄	関根敏久	荒川安平	関口徹也	岡田實	大越隆司	名倉秀俊	土淵正次	石川勇	倉持賢一	古谷勇	中山頼信	田口義英	小久保静夫	渡邊孝市	横井貞夫
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
越谷市大字大道二百五十八番地	同 永沼百二十番地	春日部市櫛六百三十五番地	幸手市大字榎野地三百九十二番地	同 水角千百三番地二	同 赤崎八百九十五番地	同 上柳千六百二番地	同 西金野井八百七十番地六	同 上金崎九十九番地	同 下柳千八百七十番地	同 神間八百二十一番地一	同 下吉妻四百二十五番地	同 立野三百十八番地一	同 小平五百三十四番地	同 榎三百九十七番地一	同 西親野井四百四十五番地	同 倉常八十五番地一